

奈良市総合教育会議傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、奈良市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、50人とする。

2 前項の規定に関わらず、市長は、会議の開催場所（以下「会議場」という。）の規模等を勘案して、傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議の傍聴をしようとする者は、会議の開会の30分前から15分前までの間に、傍聴受付簿（別記様式1）に自己の住所及び氏名を記入し、傍聴券（別記様式2）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付を受けた者は、会議場に入場する際に、当該傍聴券を係員に提示しなければならない。

3 傍聴券は、退場の際、返還しなければならない。

4 傍聴券の発行枚数は、第2条で定める定員の数とし、先着順に交付する。ただし、傍聴受付開始時に、会議の傍聴を希望する者の数が、傍聴券の発行枚数の数を超えたときは、抽選により交付できるものとする。

(入場の禁止)

第4条 次に掲げる者は、会議場に入ることができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害になると認められる物品を携帯している者

(3) 前2号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(着席)

第5条 傍聴人は、係員の指示に従って傍聴席に着席しなければならない。

(遵守事項)

第6条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所で傍聴すること。

(2) 議事に対して批評を加え、又は可否を表さないこと。

(3) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。

(4) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をしないこと。

(5) 飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。

(6) 写真の撮影、録音又はこれらに類する行為をしないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(非公開議事の場合の退場)

第7条 傍聴人は、市長が非公開の議事に入ることを宣告したときは、速やかに退場しな

なければならない。

(会議閉会後の退場)

第8条 傍聴人は、会議閉会後は速やかに退場しなければならない。

(要領違反の場合の退場)

第9条 前2条に定めるもののほか、傍聴人はこの要領に違反したことにより、市長から退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成27年 月 日から施行する。

別 記

様式1 (3条関係)

奈良市総合教育会議 (平成〇年〇月〇日)	
傍聴受付簿	
No.	
住所	
名前	

様式2 (3条関係)

(表)

平成〇〇年度第〇回奈良市総合教育会議	整理番号 _____
傍 聴 券	
奈良市長 仲川 げん	
※入場の際は、傍聴券を係員に提示してください。また、退場の際は、返還してください。	
※傍聴人は、係員の指示に従うとともに、裏面の注意事項を遵守してください。	

(裏)

<p style="text-align: center;">【遵守事項】</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 所定の場所で傍聴すること。(2) 議事に対して批評を加え、又は可否を表さないこと。(3) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。(4) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をしないこと。(5) 飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。(6) 写真の撮影、録音又はこれらに類する行為をしないこと。(7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
